

さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で見舞金を支給することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第177条、同法第179条第2項、同法第181条第2項及び同法第241条の罪（同法第177条及び同法第179条第2項の未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であつて死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における身体の被害であつてその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者
 - カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害

を受けるおそれのある者

(7) 見舞金 第4条第2項の規定により支給する金銭をいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族の範囲)

第3条 見舞金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は当該犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
- (3) 前号に該当しない、犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(見舞金の支給)

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）に対して、見舞金を支給するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (3) 犯罪被害者の遺族にあっては、第3項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）であること。

2 見舞金は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の中欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げる額を一時金として支給する。

遺族見舞金	犯罪被害者の第1順位遺族	300,000円
重傷病見舞金	犯罪により重傷病を負った者	100,000円
性犯罪被害見舞金	性犯罪を受けた者	

3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。

4 前項の規定に関わらず、前条各号に掲げる遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができる。

- 5 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の給付を受けた者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金として20万円を支給する。
- 6 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 見舞金の給付を受けようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 申請者に、当該犯罪を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

第6条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

- (1) 見舞金の支給の申請を遺族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ 申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われたときに生計を一つにしていたことを証明することができる書類

(2) 見舞金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 重傷病見舞金の支給の申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

3 前2項の規定に関わらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請ができない場合は、申請者に代わって親族等が申請手続きを行うことができる。

(申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 第6条の規定による申請があつた場合には、市長は、速やかに、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）又はさいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者が、支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行った場合においては、さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第5号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和３年４月１日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１３日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正後の規定（第３条及び第４条を除く。）は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯罪被害者等については、なお従前の例による。

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

被害届等の書類 の警察への届出	有 ・ 無
届出した警察署	警察署
罪種	
被害年月日	年 月 日
被害場所	
(フリガナ) 被害者氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
犯罪が行われた 時の住所	〒 -

上記のとおり申し立てます。また、申立内容について、警察へ確認又は情報提供を行うこと及び必要に応じて警察等に事件の処理状況を確認することについて同意いたします。

(フリガナ) 氏 名		
申請時の住所	〒 -	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		

様式第 2 号（第 6 条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）　さいたま市長

次のとおり、さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

1　申請者

(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
住 所	※ 申請日時点の住所を記載してください。 〒 ー	
連 絡 先	電話番号	
	E-mail	
被害者との続柄		
(フリガナ) 被害者氏名	※ 申請者と被害者が異なる場合に記載してください。	
連 絡 先 (申請者と異なる場合)	(フリガナ) 氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2　申請する見舞金

見舞金	※ ☒ を記載してください。 ☐ 遺族見舞金 ☐ 重傷病見舞金 ☐ 性犯罪被害見舞金
-----	--

3 申立て等

- (1) 私は、「さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱」第5条の規定によりさいたま市が見舞金の支給を行わないことができる場合に該当しません。また、この内容に確認の必要が生じた場合は、警察等へ照会することに同意いたします。

さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 見舞金の給付を受けようとする犯罪被害者等（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 申請者に、当該犯罪を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

- (2) 私は、申請内容に偽りがないことを認め、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該見舞金を市に返還することに同意いたします。
- (3) （遺族見舞金の申請の場合）私は、第1順位遺族（遺族間での協議によって決定された代表者を含む。）に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを約束いたします。

（申請者署名）氏名

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

見舞金 _____ 円

様式第 4 号（第 8 条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市犯罪被害者等見舞金の支給について、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理 由

様式第 5 号（第 9 条関係）

さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

月 日付け第 号にて支給決定したさいたま市犯罪被害者等見舞金について、下記の理由により、支給決定を取り消しましたので通知します。

記

1 理 由